

# 札幌市民間保育所設置認可等要綱（平成13年3月30日保健福祉局長決裁）

最近改正 平成25年1月23日

## （目的）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づく保育所の設置認可並びに休止及び廃止の承認に関する基準となる事項並びに保育所の分園の設置に関する事項について定めることを目的とする。

## （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 法第35条第4項の規定による市長の認可を受けて設置される保育所をいう。
- (2) 小規模保育所 定員20人以上60人未満の保育所（幼保連携型認定こども園を構成する保育所を除く。）をいう。
- (3) 夜間保育所 夜間保育を実施する保育所をいう。
- (4) 分園 本体となる保育所（以下「中心保育所」という。）と一体的な運営をすることを目的として中心保育所と近接して設置される小規模の保育施設をいう。
- (5) 社会福祉法人 社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の定めるところにより設立された法人をいう。
- (6) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。）第7条第1項に規定する認定こども園をいう。
- (7) 幼保連携型認定こども園 就学前保育等推進法第4条第2項に規定する幼保連携施設をいう。
- (8) 保育所等 保育所、保育所以外の児童福祉施設及び幼稚園をいう。
- (9) 乳児 満1歳に満たない者をいう。
- (10) 幼児 満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

## （設置認可の基本方針）

第3条 保育所の設置認可に当たっては、次に掲げる事項を考慮して当該保育所の設置の必要性を審査するものとする。

- (1) 保育所の設置が予定されている地域における保育所待機児童数、人口数、就学前児童数等に係る数量的、地域的な現状及び動向並びに延長保育等多様な保育サービスに対する需要などに係る現状及び今後の動向（以下「待機児童数等」という。）
- (2) 保育所の整備に係る本市長期計画、年次計画等との適合性

(設置者)

第4条 保育所（夜間保育所を除く。以下この条において同じ。）の設置者は、保育所を設置し、及び経営するために必要な資産を備えていると認められる社会福祉法人及び別表2「社会福祉法人以外の者による保育所整備に係る設置主体適合に関する審査の基準」に適合する社会福祉法人以外の者とする。

- 2 夜間保育所の設置者は、前項に規定する保育所の設置者としての資格を有する者であって、児童の保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果をおさめているものでなければならない。
- 3 分園の設置者は、第1項に規定する保育所の設置者としての資格を有する者であって、中心保育所を設置経営するものでなければならない。

(設置位置)

第5条 保育所（小規模保育所を除く。）を設置する位置は、待機児童数等のほか、既存の保育所との位置関係を考慮し、将来にわたって必要性が十分確認される位置とする。

- 2 小規模保育所を設置する位置は、次に掲げる要件を満たす地域内であって、既存の保育所との位置関係を考慮し、将来にわたって必要性が十分確認される位置とする。
  - (1) 待機児童数等を勘案し、定員を60人以上とする保育所を設置することが困難であること。
  - (2) 待機児童数等を勘案し、20人以上の保育需要が継続すると見込まれること。
  - (3) 小規模保育所を設置する以外に周辺地域における保育需要を充足する適切な方法がないこと。
- 3 分園を設置する位置は、待機児童数等のほか、既存の保育所との位置関係を考慮し、必要性が十分確認され、かつ、中心保育所と近接する位置でなければならない。ただし、個別の状況から判断して、緊急時等に迅速な対応をとることができ、安全良好な管理及び運営が可能であると認められる場合はこの限りでない。
- 4 前項の規定にかかわらず、中心保育所と同一の敷地内における分園の設置は認めない。

(施設の規模、構造等)

第6条 保育所として設置する施設の建物及び設備の規模、構造等の基準は、札幌市児童福祉法施行条例（平成24年条例第62号。以下「条例」という。）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他関係法令（保育所の設置認可並びに設備及び運営の基準に関して発出されている国の通知を含む。）及び別表1「設備・面積基準」の定めるところに従うほか、採光、換気等入所児童の保健衛生及び危険防止に十分な注意を払うものとする。

- 2 前項の規定は、分園の建物及び設備の規模、構造等の基準について準用する。ただし、調理室及び医務室については、中心保育所に必要な面積の室及び設備が設けられている場合においては、設けないことができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、分園において保育する児童を当該児童の成長に伴い中心保育所において保育することを前提として分園を設置しようとする場合においては、当該児童が中心保育所において使用することとなる保育室、屋外遊戯場その他の必要な設備が当該児童の計画数及び中心保育所の定員に応じて中心保育所において確保されている場合に限り、分園の設置を認めるものとする。

(機能充実又は多機能化のための附加的設備、スペース等)

第7条 機能充実又は多機能化のために、施設整備に当たっては、可能な限り次のような設備、スペース等を備えるよう努めるものとする。

- (1) 地域子育て支援のためのスペース（子育て相談室部分を含む。）
- (2) 一時保育のためのスペース

(職員)

第8条 保育所において職務に従事する職員は、条例及び札幌市私立認可保育所運営要綱に基づき配置されていなければならない。

- 2 前項の規定は、分園において職務に従事する職員について準用する。

(定員規模)

第9条 保育所の定員は60人以上とする。ただし、次の各号に定める場合は、それぞれ当該各号に掲げる定員とすることができる。

- (1) 当該保育所が小規模保育所又は夜間保育所の場合 20人以上
  - (2) 幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の定員の合計数が60人以上となる場合 10人以上。ただし、次条第1項第1号の規定により、同号に規定する3歳未満児のみを受け入れようとする当該幼保連携型認定こども園を構成する保育所にあつては、10人以上で当該幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園の定員等を考慮して市長が適当と認める人数以下
- 2 分園の定員は、原則として30人未満とする。ただし、中心保育所の規模、中心保育所との距離等を勘案して一体的な運営が可能であると市長が認める場合には、30人以上とすることができる。

(入所児童)

第10条 保育所が受け入れる児童については、小学校就学前のすべての年齢の児童を対象とする。ただし、次の各号に定める場合は、それぞれ当該各号に掲げる年齢の児童を対象とすることができる。

(1) 幼保連携型認定こども園を構成する保育所の場合 3歳未満児（乳児及び満3歳に達した日の属する年度の末日までの間にある幼児をいう。）のみ又は3歳以上児（満3歳に達した日又は満3歳に達した日の属する年度の翌年度の初日から小学校就学の始期に達するまでの幼児をいう。）のみ

(2) 市長が特に認めた場合 特定の年齢の児童のみ

2 分園が受け入れる児童については、小学校就学前のすべての年齢の児童を対象とする。ただし、規則性を設けて中心保育所の児童と分園の児童を明確に分けている場合にあつては、特定の年齢の児童のみを対象とすることができる。この場合において、当該規則性は、児童の不利益とならないものとして市長が適当と認めるものでなければならない。

（保育所の設置に必要な土地及び建物の確保）

第11条 保育所の設置者は、保育所の設置に必要なすべての土地及び建物について、所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていなければならない。ただし、次条各号に掲げる要件をいずれも満たす場合に限り、国及び地方公共団体以外の者から保育所の用に供する土地及び建物（既に第1種社会福祉事業（社会福祉法第2条第2項第2号から第5号までに掲げるものに限る。）又は第2種社会福祉事業のうち保育所を経営する事業若しくは精神障害者社会復帰施設を経営する事業を行っている社会福祉法人以外の社会福祉法人にあつては、土地に限る。）について貸与を受けることができるものとする。

（不動産の貸与を受けるための要件）

第12条 保育所の設置者が保育所の用に供する土地又は建物について貸与を受けて保育所を設置する場合は、次に掲げる要件（国又は地方公共団体から貸与を受ける場合にあつては、第3号から第5号までに掲げる要件に限る。）のいずれにも適合しなければならない。

(1) 貸与を受ける土地及び建物について、地上権又は賃借権を設定し、かつこれが登記されていること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあつては、当該登記を行わないことができる。

ア 建物の貸与を受ける場合において、当該建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合

イ 貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体であると市長が認める場合

(2) 貸与を受ける土地及び建物の賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であること。

(3) 貸与を受ける土地及び建物の賃借料を支払うための財源について、既存事業から継続的に財源が確保されるなど、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されてい

ること。

- (4) 社会福祉法人以外の者が不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合には、前号に規定する財源とは別途、当面の支払いに充てるための1年間の賃借料に相当する額（以下「賃借料相当額」という。）と1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）の合計額（地上権・賃借権の登記等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、公的補助による継続的な賃借料補助、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、賃貸施設であっても安定的な事業経営が行えると市長が認める場合にあっては、1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）の2分の1を下回らない範囲内で市長が必要と認める額と賃料相当額の合計額）の資金を安全性があり、かつ、換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。
- (5) 貸与を受ける土地及び建物の賃借料及び当該賃借料を支払うための財源が収支予算書に適正に計上されていること。

#### （設置認可の手続）

第13条 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）第37条第2項の規定による保育所の設置認可の申請を行おうとする者は、様式1「児童福祉施設（保育所）設置認可申請書」に別表3「設置認可に関する書類」に掲げるものを添付し、市長へ提出するものとする。

#### （設置の認可等）

第14条 市長は、前条に基づき申請された保育所の設置認可に関して、審査のうえ当該施設の設置を認可する場合は様式2「児童福祉施設（保育所）設置認可通知書」を、認可しない場合は様式3「児童福祉施設（保育所）設置却下通知書」を申請者あて送付する。この場合において、社会福祉法人以外の者に対して保育所の設置認可を行う場合には、設置者の類型を勘案しつつ、次に掲げる条件を付すこととし、様式2「児童福祉施設（保育所）設置認可通知書」に当該条件を記載する。

- (1) 条例に基づく保育所の設備及び運営に関する基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。
- (2) 収支計算書又は損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。
- (3) 保育所を経営する事業については、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）に定める資金収支計算書及び資金収支内訳表を作成するとともに、当該資金収支内訳表においては、同通知に定めるところにより保育所の施設ごとに経理区分を設けるとともに、当該経理区分ごとに、積立預金の累計額を記載した明

細表（以下「積立預金明細表」という。）を作成すること。

(4) 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、保育所を経営する事業に係る現況報告書を添付して、市長に対して提出すること。

ア 前会計年度末における貸借対照表

イ 前会計年度の収支計算書又は損益計算書

ウ 前号に定める保育所を経営する事業に係る前会計年度の資金収支計算書及び資金収支内訳表

エ 前号に定める保育所を経営する事業に係る前会計年度末における積立預金明細表

(5) 市長は、保育所の運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該保育所に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命じ、さらに当該保育所がその命令に従わないときは、期間を定めて事業の停止を命じることがあり、その際、当該保育所がその命令に従わず他の方法により運営の適正を期しがたいときは、認可の取消しを行うことがある。

（内容変更の手続）

第15条 施行規則第37条第5項又は第6項の規定による保育所の変更の届出を行おうとする者は、様式4「児童福祉施設（保育所）変更届書」に別表4「内容変更に関する書類」に掲げるものを添付し、市長へ届け出るものとする。この場合において、市長は所属職員に届出内容の確認を行わせるとともに、建物その他の設備の変更については実地調査を行うものとする。

（廃止・休止に関する協議等）

第16条

(1) 保育所の廃止又は休止（原則として1年を超えない期間運営を停止することをいう。以下同じ。）については、保育所の公共性から保育事業に多大な影響を及ぼすため、設置者は、廃止又は休止をしようとする日以前、相当期間の余裕をもって、市長に協議するものとする。

(2) 建物等について国庫又は市の補助がなされた保育所を廃止しようとするときは、あらかじめ文書をもって市長あてに協議しなければならない。

（廃止又は休止の手続）

第17条 施行規則第38条第2項の規定による保育所の廃止又は休止の承認の申請を行おうとする者は、前条に定める協議後、様式5「児童福祉施設（保育所）廃止承認申請書」又は様式6「児童福祉施設（保育所）休止承認申請書」に別表5「廃止又は休止に関する書類」に掲げるものを添付して、市長へ提出するものとする。この場合において、市長は所属職員にその保育所について実地調査を行わせて、申請内容の事

実確認を行うものとする。

(廃止又は休止の要件)

第18条 市長は、前条に定めるところにより、保育所の廃止の申請があったときは、その内容が次に掲げる要件を満たすかどうかについて審査を行うものとする。

(1) 廃止の理由がやむを得ないものであり、廃止の時期が廃止の理由から判断して妥当なものであると認められるとともに、廃止しようとする施設の所在する地域における既存の施設の分布状況及び利用状況並びに入所を要する児童の数から、施設の廃止の妥当性があり、児童福祉に支障がないと認められること。

(2) 現に入所している児童に係る処置が適切であり、当該児童の処遇の低下を招かないと認められること。

(3) 廃止しようとする施設の財産処分方法が適切で、かつ、廃止を行う者が社会福祉法人である場合その他当該施設の財産処分について所轄庁の承認等を必要とするときは当該承認等を得られる見込みがあること。

(4) 廃止しようとする施設の整備等について国庫又は市の補助がなされた場合にあっては、あらかじめ文書をもって市長あてに協議を行い、その承認を得ていること。

(5) 施設の借入金等について債務の弁済が処分計画に基づきなされる見込みがあると認められること。

(6) 廃止について社会福祉法人理事会の議決その他法人の定款に定める所定の手続を経ていること（社会福祉法人以外の者にあつてはこれに準じた必要な手続を経ていること）及び定款の変更又は社会福祉法人の解散について所轄庁の承認又は認可を得られる見込みがあると認められること（社会福祉法人以外の者であつて、廃止に伴い必要となる手続について所轄庁等の承認等を必要とするときは当該承認等が得られる見込みがあること。）。)

(7) その他当該保育所の廃止を認めることが適当でないと市長が認める特段の事由がないこと。

2 市長は、前条に定めるところにより、保育所の休止の申請があったときは、その内容が次に掲げる要件を満たすかどうかについて審査を行うものとする。

(1) 休止の理由がやむを得ないものであり、休止の時期及び期間が休止の理由から判断して妥当なものであると認められること。

(2) 現に入所している児童に係る処置が適切であり、当該児童の処遇の低下を招かないと認められること。

(3) 休止について社会福祉法人の理事会の議決その他定款に定める所定の手続を経ていること（社会福祉法人以外の者にあつてはこれに準じる手続を経ていること。）。)

(4) その他当該保育所の休止を認めることが適当でないと市長が認める特段の事由がないこと。

3 前2項の規定は、分園の廃止又は休止に係る届出がされた場合について準用する。

(廃止・休止の承認等)

第19条 市長は、第17条に定めるところにより申請された保育所の廃止又は休止に関して、前条の規定による審査のうえ当該施設の廃止を承認する場合は様式7「児童福祉施設(保育所)廃止承認通知書」、休止を承認する場合は様式8「児童福祉施設(保育所)休止承認通知書」を、廃止を承認しない場合は様式9「児童福祉施設(保育所)廃止不承認通知書」、休止を承認しない場合は様式10「児童福祉施設(保育所)休止不承認通知書」を申請者あて送付する。

(標準処理期間)

第20条 保育所の設置認可に関する標準処理期間は、第13条の規定による設置認可の申請があった日からおおむね3か月以内とする。

2 保育所の廃止及び休止の承認に関する標準処理期間は、第17条の規定による廃止又は休止の承認に関する申請があった日からおおむね2か月以内とする。

(各年齢別取扱人員)

第21条 保育所は、地域の保育需要を考慮して、施設運営上の目安として本要領に定める建物、設備及び職員配置に関する基準を遵守のうえ、年齢別の取扱人員を定めるものとするが、当該人員は、認可上の定員ではないので、必要に応じ、その年度の需要に合わせて、この要綱に定める基準を下回らない範囲内で弾力的な運営を行うものとする。

(その他)

第22条 保育所の設置認可については、この要綱に定めるほか、その他関係する通知等により適正に審査するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に設置認可を受けた保育所に係る社会福祉法人以外の者に対しては、社会福祉法人とするか、又は第14条第1号から第4号までに掲げる事項を順守し、及び別表2に掲げる基準等を満たすよう指導するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。



附 則

この要綱は、平成21年11月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月14日から施行し、平成23年4月2日以降を事業の開始予定日とする認可保育所について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年3月6日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日の際現に子ども未来局子育て支援部長から整備計画の承認に係る通知がされている保育所であって、この要綱による改正後の札幌市民間保育所設置認可等要綱別表1屋外遊戯場の項により定める屋外遊戯場の面積を確保することができない保育所として市長が認めるものに対する同項の適用については、同項中「90%」とあるのは「72%」とする。

附 則

この要綱は、平成25年1月23日から施行する。

別表1「設備・面積基準」

室名	設置・面積基準
乳児室	ほふくしない2歳未満児（乳児及び満2歳に満たない幼児をいう。以下同じ。）1人につき3.3㎡以上
ほふく室	ほふくする2歳未満児1人につき3.3㎡以上
保育室 又は 遊戯室	2歳以上児（満2歳以上の幼児をいう。以下同じ。）1人につき1.98㎡以上
	各室の部屋割りは効率的に配置すること。
調理室	定員に応じた面積を確保し、必要な設備を設置すること。
調乳室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2歳未満児を受け入れる場合に定員に見合う面積を確保すること。</li> <li>・乳児室及びほふく室に近接して配置すること。</li> <li>・調乳業務を調理室で行う場合には必要ない。</li> </ul>
沐浴室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2歳未満児を受け入れる場合に定員に見合う面積を確保すること。</li> <li>・2歳未満児が使用可能な沐浴設備（乳児バス等）を設置すること。</li> <li>・2歳未満児が使用可能な便器を設置すること（便所が近接している場合を除く。）。</li> <li>・乳児室及びほふく室に近接して配置すること。</li> </ul>
便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全年齢：各階の定員に見合う面積を確保し、設備（幼児用便器等）を設置すること。</li> <li>・車いすを使用している者が円滑に利用できる便所の設置又は利用するために必要な人的対応がとれる形態にすること。</li> </ul>
医務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全年齢：静養できる設備を設置すること（事務室内に静養できるスペース及び設備を設置することでも可とする。）。</li> </ul>
屋外遊戯場	2歳以上児1人につき3.3㎡以上

備考 この表に掲げる設備は、次表の左欄に掲げる保育所の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める人数（当該人数に1人未満の端数が生じたときは、これを切り上げた人数）の乳児及び幼児が入所することとして設置しなければならない。この場合において、乳児はほふくしない2歳未満児であるとみなし、満2歳に満たない幼児はほふくする2歳未満児であるとみなし、及び屋外遊戯場は満2歳に満たない幼児及び2歳以上児が使用することとみなして設置するものとする。

保育所の区分	受入児童の年齢ごとの人数		
	乳児	満2歳に満たない幼児	2歳以上児
(1) 保育所（第2号及び第3号に掲げるものを除く。）、小規模保育所及び分園（第3号に掲げるものを除く。）	定員の10%以上	定員の18%以上	定員の72%以上
(2) 第10条第1項第1号の規定により同号に規定する3歳未満児のみを受け入れる幼保連携型認定こども園を構成する保育所	定員の10%以上	定員の30%以上	定員の30%以上で、かつ、定員から入所することとする乳児及び満2歳に満たない幼児の人数の合計数を差し引いた人数以上
(3) 第10条第1項第1号の規定により同号に規定する3歳以上児のみを受け入れる幼保連携型認定こども園を構成する保育所、同項第2号の規定により特定の年齢の児童のみを受け入れる保育所及び同条第2項の規定により特定の年齢の児童のみを受け入れる分園	保育所又は分園の設置者と市長が協議した上で、左欄に掲げる保育所又は分園の定員及び第10条の規定により受け入れることとする児童の年齢を考慮して市長が適当と認める人数以上		

別表2 「社会福祉法人以外の者による保育所整備に係る設置主体適合に関する審査の基準」

審査項目	審査基準	要件等
1 設置主体の区分等 保育所を設置・経営する主体として適性があること。	適 右のいずれにも該当しない。 不適 右のいずれかに該当する。	① 既存事業において所管官庁からの重大な改善指導事項等がある。 ② 成年被後見人、被保佐人又は被補助人である者。破産者で復権を得ない者。
2 経済的基礎の有無 保育所を経営するために必要な経済的基礎があること。	適 右の①及び④に該当する。 適 右の②及び④に該当する。 適 右の③及び④に該当する。 不適 上記以外。	① 経営に直接必要なすべての物件について現に所有権を有しているか、またはその所有権を取得するために必要な資金等を現に有している。 ② 経営に必要な物件の全部又は一部について、国及び地方公共団体等から貸与若しくは使用許可を受けている。  ③ 経営に必要な物件の全部又は一部について、国及び地方公共団体等以外からの不動産貸与による場合については、以下の要件について満たしている。 ア 貸与を受けている土地又は建物について、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記している。ただし、建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合や、貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合は、地上権又は賃借権の登記をしなくてもよい。 イ 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下である。 ウ 賃借料の財源について、既存事業から継続的に財源が確保されるなど、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されている。 エ ウの財源とは別途、当面の支払いに充てるための1年間の賃借料に相当する額と1千円（1年間の賃借料が1千円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）の合計額の資金を安全性があり換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）で保有している。ただし、地上権・賃借権の登記等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、公的補助による継続的な賃借料補助、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、賃貸施設であっても安定的に事業経営が認められる場合には、上記合計額の2分の1を下回らない範囲内の額の資金を上記の形態により保有していることで代えることができるものとする。 オ 賃借料及びその財源が収支予算書に適性に計上されている。 ④ 保育所の年間事業費の1/12以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有している。
3 経営者の社会的信望の有無 経営者（設置者が法人である場合にあっては、当該法人の経営に携わる役員。以下同じ。）が社会的信望を有すること。	適 右に該当する。 不適 右に該当しない。	経営者が社会的信望を有する。
4 施設長の能力及び保育所の運営形態等	適 右の①及び②に該当する。 適 右の③に該当する。 不適 上記以外。	① 施設長等が、保育所等において2年以上勤務した経験を有する者、又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。 ② 社会福祉事業の知識経験を有する者、保育サービスの利用者及び施設長等を含む運営委員会を設置している。 ③ 経営者に保育サービスの利用者及び施設長等を含んでいる。
5 設置主体の誠実性 保育所を経営する事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者でないこと。	適 右のいずれにも該当しない。 不適 右のいずれかに該当する。	① 児童福祉法第59条第5項に基づく事業の停止を命じられたことがある。 ② 児童福祉法第59条第3項に基づく勧告を受けたことがあるが、改善されていない。 ③ ①、②のほか設置主体の資質及び社会的信用の面から適切な業務運営が期待できないことが当初から明らかである。
6 財務の内容 保育所を設置・運営する主体として、財務内容が適正であること。	適 右のいずれにも該当しない。 不適 右のいずれかに該当する。	① 直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上している。 ② 法人又はその代表者等が、公租公課を滞納又は同様の状態にある。

※ 審査基準の適用方法は、上記の各項目を「適」・「不適」の2段階で評価し、1項目でも「不適」があった場合は不可とする。

### 別表3「設置認可に関する書類」

建物の状況確認書
屋内外設備（備品等）の状況確認書
施設の配置図・位置図
施設の平面図
各室面積表
職員の定数及び現在員の状況確認書
収支予算書
法人代表者の履歴書
法人であることを証する書類
定款又は寄付行為
法人・保育所運営に必要な規約
施設長履歴書
施設長資格書
施設職員（雇用者）の履歴書
資格証明書
施設のパフレット
建物検査済証
消防用設備等検査済証
建物外観の写真
建物内部の写真
当該不動産（土地・建物）の登記簿謄本
その他設置認可の申請に必要と認められる書類

**別表4「内容変更に関する書類」**

<p>(1) 建物の規模構造及び使用区分（保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室等の設置位置等並びに屋外遊戯場）の変更の場合</p> <p>① 建物・土地の状況</p> <p>② 建物の変更前後の配置図・位置図、平面図</p> <p>③ 土地の実測図（屋外遊戯場等の変更の場合のみ）</p> <p>④ 各室面積表</p> <p>⑤ 建築確認通知書の写し及び検査済み証</p> <p>⑥ 土地及び建物の登記簿謄本。ただし、届出時に登記がなされていない場合には、登記後送付すること。</p> <p>⑦ 建物の規模構造及び使用区分を変更することについて議決した議事録の写し</p>
<p>(2) 運営の方法の変更の場合</p> <p>① 運営の方法を変更することについて議決した議事録の写し</p> <p>② 職員の構成</p>
<p>(3) 経営の責任者の変更の場合</p> <p>経営の責任者が変更した場合は、理事会等の決議のあった時点で、速やかに、変更届を提出すること。</p> <p>① 保育所を設置する経営の責任者を変更することについて議決した議事録の写し</p> <p>② 経営の責任者の履歴書</p> <p>③ 経営の責任者変更後の法人登記簿謄本（事後提出）</p>
<p>(4) 福祉の実務に当たる幹部職員（以下「施設長」という。）の変更の場合</p> <p>施設長資格の指導基準についての趣旨を十分勘案のうえ行うこと。</p> <p>① 保育所の施設長を変更することについて議決した議事録の写し</p> <p>② 施設長の履歴書</p> <p>③ 民間保育所施設長資格の指導基準を充足することを証する書面</p>
<p>(5) 保育所の名称の変更の場合</p> <p>保育所の名称を変更することについて議決した議事録の写し</p>
<p>(6) 保育所の位置の変更の場合</p> <p>住居表示変更の証明等</p>
<p>(7) 設置主体の名称の変更の場合</p> <p>① 定款変更承諾書の写し</p> <p>② 名称変更後の法人登記簿謄本</p> <p>③ 設置主体の名称の変更を変更することについて議決した議事録の写し</p>

**別表5「廃止又は休止に関する書類」**

<p>(1) 廃止又は休止を決定した議事録の写し</p>
<p>(2) 財産処分の方法が記された書類</p>

## 様式 1

年 月 日

(あて先) 札幌市長

所在地

団体名

代表者名

印

(設立代表者)

### 児童福祉施設（保育所）設置認可申請書

児童福祉法第35条第4項の規定に基づき児童福祉施設（保育所）を設置したいので、児童福祉法施行規則第37条第2項の規定により認可を申請いたします。

- 1 名称及び位置
- 2 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- 3 運営の方法
- 4 経営の責任者及び福祉の実務にあたる幹部職員氏名及び経歴
- 5 収支予算書
- 6 事業開始の予定年月日
- 7 設置する者の履歴及び資産状況
- 8 定款その他の規約
- 9 その他必要と認められる事項

## 様式2

札 第 号  
年 月 日

(所在地)  
(団体名)  
(代表者名) 様

札幌市長

### 児童福祉施設（保育所）設置認可通知書

年 月 日付けで申請のありました児童福祉施設（保育所）「〇〇〇〇〇〇保育園（所）」については、児童福祉法第35条第4項の規定に基づき、下記のとおり認可するので通知します。

#### 記

- 1 施設名
- 2 所在地
- 3 定員
- 4 児童受託区分
- 5 認可年月日
- 6 適用する保育単価
- 7 その他



様式3

札 第 号  
年 月 日

(所在地)  
(団体名)  
(代表者名) 様

札幌市長

**児童福祉施設（保育所）設置却下通知書**

年 月 日付けで申請のありました児童福祉施設（保育所）「〇〇〇〇〇〇保育園（所）」については、下記により認可しませんので通知します。

記

- 1 認可しない理由等
- 2 その他必要事項

## 様式4

年 月 日

(あて先) 札幌市長

団体名

代表者名

印

### 児童福祉施設（保育所）変更届書

児童福祉施設(保育所)の一部を変更したので、児童福祉法施行規則第37条第5項の規定により届出いたします。  
するので、児童福祉法施行規則第37条第6項

- 1 名称
- 2 変更事項
- 3 変更した(する)理由
- 4 変更(予定)年月日
- 5 その他必要と認められる事項

## 様式5

年 月 日

(あて先) 札幌市長

団体名

代表者名

印

### 児童福祉施設（保育所）廃止承認申請書

児童福祉法第35条第7項の規定に基づき児童福祉施設（保育所）を廃止したいので、児童福祉法施行規則第38条第2項の規定により承認を申請いたします。

- 1 名称及び所在地
- 2 廃止の理由
- 3 通所している者の処置
- 4 廃止予定期日
- 5 財産の処分
- 6 その他必要と認められる事項

## 様式6

年 月 日

(あて先) 札幌市長

団体名

代表者名

印

### 児童福祉施設（保育所）休止承認申請書

児童福祉法第35条第7項の規定に基づき児童福祉施設（保育所）を休止したいので、児童福祉法施行規則第38条第2項の規定により承認を申請いたします。

- 1 名称及び所在地
- 2 休止の理由
- 3 通所している者の処置
- 4 休止予定期間
- 5 その他必要と認められる事項

様式7

札 第 号  
年 月 日

(所在地)  
(団体名)  
(代表者名) 様

札幌市長

**児童福祉施設（保育所）廃止承認通知書**

年 月 日付けで申請のありました児童福祉施設（保育所）「〇〇〇〇〇〇保育園（所）」に係る施設廃止については、下記のとおり承認するので通知します。

記

- 1 廃止予定年月日
- 2 その他必要事項

様式8

札 第 号  
年 月 日

(所在地)  
(団体名)  
(代表者名) 様

札幌市長

**児童福祉施設（保育所）休止承認通知書**

年 月 日付で申請のありました児童福祉施設（保育所）「〇〇〇〇〇〇保育園（所）」に係る施設休止については、下記のとおり承認するので通知します。

記

- 1 休止予定期間
- 2 その他必要事項

様式9

札 第 号  
年 月 日

(所在地)  
(団体名)  
(代表者名) 様

札幌市長

**児童福祉施設（保育所）廃止不承認通知書**

年 月 日付けで申請のありました児童福祉施設（保育所）「〇〇〇〇〇〇保育園（所）」に係る施設廃止については、下記により承認しないので通知します。

記

- 1 承認しない理由等
- 2 その他必要事項

様式10

札 第 号  
年 月 日

(所在地)  
(団体名)  
(代表者名) 様

札幌市長

**児童福祉施設（保育所）休止不承認通知書**

年 月 日付けで申請のありました児童福祉施設（保育所）「〇〇〇〇〇〇保育園（所）」に係る施設休止については、下記により承認しないので通知します。

記

- 1 承認しない理由等
- 2 その他必要事項